

## 新社長

サン・キャピタル・マネジメント  
サン・キャピタル・マネジメントは森村氏



集団を目指す」とい  
る。

副社長就任。  
「トリフオ」に社名変更  
太陽ゼネラル、10月から  
奈川大卒、ひとし、神

79年岡藤商事入社、98年  
本店第一営業部長、02年  
執行役員東京店副店長、  
03年サン・キャピタル・マ

代表取締役副会長に就い  
た。新社長は「お客様か  
ら求められる金融のプロ

（もりむら  
ひとし）神  
奈川大卒、ひとし、神  
事業の多様化・多角化

を考え、総合的な金融サ  
ービス業としてイメージ  
の一新を図る。トリフオ  
は、数字の「3つ」を表す  
接頭語「E」と「force」（力）  
を合成した造語で、「顧  
客満足、社員満足、企業  
蓄積してきた市場の運営方  
法やその事務処理について、  
細部の一つ一つを突き合わ  
せて調整するのに事務局は  
それぞれ40年間にわたって  
合併した新取引所は、  
苦労しました。

— 最後に平成4年5  
月、大阪砂糖取引所に続い  
て開始した粗糖のオプション  
取引について。矢田 幸次郎  
はつきり理解できない点が  
ありました。が、決定した以  
上、会員各社に顔を出して、  
御協力をお願いしました。  
（おわり）

## 私の意見

## 改正商取法について

コムテックス専務 村田 荘三郎



今回の商品取引所法改正は、過去のどの改正より商品取引業界にとって大きなインパクトを与える改正ではないだろうか。

今回の改正の理由として大きく次の3点が挙げられている。

## 第1に、分離保管義務の厳格化

第2に、商品取引員に対する規制の適正化

第3に、商品市場の信頼性、利便性の向上

である。条数が現商品取引所法の倍以上となり、その改正の大きさが分かる。

第1の点は、アイコム、東京ゼネラル問題が影響している。私は分離保管は今制度で十分管理保全されているとの認識であるが、流用、偽造を意図的に行えば

制である。営業現場からするとその対応に苦慮すると思われる。禁止行為等については従来から政省令、取引所、日本商品先物取引協会により定められていたものではあるが、商品取引所の条文として明文化されたことは、重要な意味を持つのではないか。

先の寄稿の中でも述べられてきた「営業は断られてから始まる」という格言は、すべての営業に共通の認識

である。営業現場からするとその対応に苦慮すると思われる。禁止行為等については従来から政省令、取引所、日本商品先物取引協会により定められていたものではあるが、商品取引所の条文として明文化されたことは、重要な意味を持つのではないだろうか。

消費者契約法に見られる事業者に対する消費者（個人）の不利益救済の流れが今後取引経営において一

般委託者からの取引受託に

本年末の手数料完全自由化、来年4月の個人情報保護法施行、そして5月、商

品取引所法施行、取引員にとつて経験したことがないハードルがある。しかし過去には業界存亡にかかる問題の動きが始まりました。大義名分は国際的に通用する農産物取引所を形成することでした。ただ、私は7月の理事長招集の席に出ていました。また、合併の動きが始まりました。再び東京穀物商品取引所と東京砂糖取引所の合併の動きが始まりました。大義名分は国際的に通用する農産物取引所を形成することでした。ただ、私は7月の理事長招集の席に出ていません。また、合併について、砂糖問屋さんは、役所の言うなりには、役所の言うなりにならないことはないとみんな反対でした。

それでも合併への流れは止まらず、平成3年には両取引所が合併協議の設置を決め、翌4年には通常総会で「極力早期に合併を実現すること」を決議しました。合併計画案作りでは、両取引所がそれぞれ40年間にわたりて蓄積してきた市場の運営方法やその事務処理について、細部の一つ一つを突き合わせて調整するのに事務局は

## ハードルを越え更なる発展を

## 「コンプライアンス」最優先

聞きした。

われわれ商品先物業界にも業界常識というものがあり、ごく自然に、当たり前のように日常的に利用してきた。このことが今回商品取引所法を改正するに至った原因の根底であるように思える。

業界全体協力してハードルをクリアーすることによ

り、商品先物取引業界の更なる発展につながるものと確信している。

— 平成2年6月、改正商取法が成立し、取引所の合併についての手続きや効率に関する規定が盛り込まれ、同年7月には農林水産省が所管12取引所の理事長を招集、食品流通局長が具體的に取引所名を挙げて合併協議指針を提示しました。

矢田 昭和60年から61年にかけて1度、統合の動きがありました。再び東京穀物商品取引所と東京砂糖取引所が、既に名古屋穀物砂糖」とすればい考

えが強かったのですが、これは包括する名称は「コンプライアンス」であ

り、新しく名称は合併されたので、受け入れられませんでした。そこで、最後の案として、当面は東京穀物砂糖取引所が、既に名古屋穀物砂糖」とすれば認められないといふのが主務省の強い意向でした。「穀物砂糖」とすればい考えが強かったのですが、これが強かったのですが、これは包括する名称は「コンプライアンス」であ

り、元来、どの業界にもそれがあり、それが当然として受け取られるかが重要に防ぎようがないのも事実で、このような事件は今後も起ころうかもしれない。業界の企業倫理を問われているわけであり、商品業界全体として信用回復に取り組む必要がある。

第2の点は、特に第214条から第218条に定められている勧説時の行為規範を取り組む必要がある。

第3の点は、クリアリングハウス制度であるが、この制度についても今後検討する必要がある。法律があつてこれを守る。当然のこととして守る。これか

れもアイコム、東京ゼネラル問題に関連したものであ

り、分離保管義務の厳格化と一体をなすものではないが。さらにトランクファームについても今後検討する必要がある。法律があつてこれを守る。当然のこととして守る。これか

れもアイコム、東京ゼネラル問題についても今後検討する必要がある。法律があつてこれを守る。当然のこととして守る。これか

## 東砂・最後の理事長（下）

東京穀物商品取引所 相談役 矢田 幸次郎



## 合併の早期実現に努める

矢田 合併作業が進んでいく過程で、ある時、東穀取理事長の森

事長は「おれがやりた

い」と言わ承しました。

▲最近の矢田氏

— 最後に平成4年5月、大阪砂糖取引所に続いて開始した粗糖のオプション取引について。矢田 幸次郎はつきり理解できない点がありました。が、決定した以上、会員各社に顔を出して、御協力をお願いしました。